平成２５年（フ）第８４２４号
千葉県松戸市胡録台39―２
破産者　手塚　　力
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４６０号
千葉県野田市二ツ塚461―39
破産者　樋熊　詳子
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４８４号
東京都武蔵野市桜堤１丁目２―12―805
破産者　笠原　堅資
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１９号
仙台市青葉区春日町４番25―302号
破産者　有限会社ＴＯＫＯ
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
埼玉県川口市東川口４丁目１番２号
破産者　株式会社アイ・エス・テイ
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６９８号
埼玉県川口市青木３丁目22番43号
破産者　有限会社小沼鉄工所
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０３号
埼玉県蕨市北町２丁目２番２号
破産者　有限会社クレバー
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０４号
埼玉県蕨市中央５丁目11番16号
破産者　有限会社シーアンドエスジャパン
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６５号
埼玉県さいたま市桜区道場１丁目８番20号
破産者　有限会社プラカラー
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１９９号
東京都江東区深川１丁目６―15―608
破産者　坊野　正弘
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２００号
埼玉県朝霞市栄町３丁目４―27―511
破産者　齊藤　和弘
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３２３号
東京都渋谷区桜丘町29番24号
破産者　株式会社リープ
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２号
岐阜県高山市桐生町１丁目271番地
破産者　有限会社サイト
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２６号
大阪市平野区平野西１丁目７番26号
破産者　株式会社栗山
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１５号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目12番47号
破産者　有限会社遠藤運輸
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５００号
大阪府高槻市上土室１丁目10番６―501号
破産者　株式会社ＦＫＳ藤森共易商工
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８８号
大阪府門真市桑才新町30番24号
破産者　株式会社アオイ引越センター
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５号
茨城県筑西市甲577番地
破産者　株式会社オリオン
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５２０号
東京都八王子市下恩方町3438番地
破産者　橋本恵美子（旧姓小林）
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９７号
横浜市港北区新吉田町4033番地
破産者　株式会社横浜エイチ・アイ・シー
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１６号
横浜市旭区中沢３丁目46番４号、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区山田町８番地の１山田町第３共同ビル
破産者　オギノール工芸株式会社
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０号
岐阜県高山市国府町広瀬町1337番地の３
破産者　有限会社稲田組
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係